

平成30年度第3回障害保健福祉施策連絡会会議録

1 開催日時

平成30年9月21日（金） 午前10時00分から午前11時30分まで

2 開催場所

浜松市役所 北館1階101、102会議室

3 出席状況

（出席）

浜松市浜松手をつなぐ育成会

NPO法人浜松地区肢体不自由児親の会

NPO法人浜松地区精神保健福祉会 明生会

浜松市視覚障害者福祉協会

アクティブ

浜松の福祉を考える会

浜松ろうあ協会

浜北手をつなぐ育成会

（欠席）

NPO法人浜松市身体障害者福祉協議会

天竜川地域精神保健福祉会 若杉会

（事務局 障害保健福祉課）

鈴木精神保健福祉担当課長、榊原課長補佐、松本副主幹、杉浦副主幹、浅野主幹、
爾見副主幹、吉田主任、柴田副主幹

4 議事内容

（1）第4期障がい福祉実施計画について

（2）福祉避難所について

（3）その他

5 記録の方法

発言者の要点記録

6 会議記録

1 開会

2 田中課長あいさつ

3 議事

(1) 第4期障がい福祉実施計画について

事務局より資料に基づき説明

①第4期障がい福祉実施計画の報告（平成27年～平成29年）

○施設入所者の地域への移行 51人（63.8%）

地域移行・地域定着支援及び平成30年度から実施の自立生活援助事業の利用促進に努め、地域移行を進める

○就労支援施設から一般就労へ 148人（72.9%）

平成30年から実施の就労定着支援事業を活用し推進をはかる

○障害福祉サービスの実績

・法定サービス

制度の周知が広がり、支給決定者数が増加したこと、指定事業所の増加により概ね計画どおり

- ・居宅介護利用者が増

- ・就労継続支援が計画を上回る

- ・計画的なグループホームの整備により計画どおり

- ・サービス利用に必要な計画は100%を達成

- ・地域定着支援は計画を大幅に上回る

・地域生活支援事業の実績

成年後見制度・移動支援事業・日中一時支援事業利用者の増加

・児童福祉法に規定のサービス

- ・利用者数の大幅な増加

- ・事業所の増加

支援の内容の課題があり、施設への実地指導や事業所間の連絡会等で質の確保を図る

〈浜松手をつなぐ育成会〉

今の説明は、すでに第5期障がい福祉実施計画策定時に聞いている内容だと思うが、本日この報告を議題として取り上げた理由は何か。

〈事務局〉

理由は2点。

1点目は、第4期障がい福祉実施計画の結果を報告するため。この結果により第5期障がい福祉実施計画をどう進めるかを考えていかなければいけない。

2点目は、第5期障がい福祉実施計画は平成29年度の見込により計画を立てた。平成29年度の見込が違っていると、その後の計画がずれてくることから、今回の報

告から第5期障がい福祉実施計画を見直す必要があるかどうかを見ていただきたいと思っている。

現在の計画の進捗として、就労の事業と放課後等デイサービスについては乖離している状況。こういったところの修正が必要かどうか今後検討していきたい。

〈浜松手をつなぐ育成会〉

第5期障がい福祉実施計画がすでに乖離している部分が出ているということだった。乖離している部分の状況がどうなっているかを聞かせてほしい。

〈事務局〉

具体的には、就労継続支援A型とB型及び放課後等デイサービス。

就労継続支援B型は、定員数の増加。就労継続支援A型は指定基準が厳しくなったことから影響が出ていると考えている。

放課後等デイサービスは、事業所数が増えている。支給決定が、1人の児童に対して、月15日から23日で概ね出ているため、事業所が増えれば利用が増えるという分析をしている。

〈浜松手をつなぐ育成会〉

手をつなぐ育成会の学齢期の9月の会議で挙がっていたことだが、放課後等デイサービスの事業所のうち8月末で打ち切るところがあり、その事業所の利用者もいて心配であるということであった。現時点どうなっているか把握しているか。

〈事務局〉

事業所廃止の場合、1ヶ月前に届け出をするよう指導している。放課後等デイサービスで、これまで廃止届は出ていない。

もし、廃止の場合は、事業所の責任で次の行き先が困らないような対応をするよう事業所に伝えている。利用者の障害特性もあるため、相談支援事業所と協力していただくようお願いしているが、最終的には行政が行うこともある。

〈浜松手をつなぐ育成会〉

利用者が困らないようにしてくれているということで承知した。

〈アクティブ〉

障害児通所支援の保育所等訪問支援事業は、保育園からの依頼により行政が訪問するという事業だったと思う。子どもが減っている中で、利用数が増えていることに驚いている。今後の見込はどうなっているか。

また、この利用者が学校にあがったときに放課後等デイサービスを利用すると思うので、さらに放課後等デイサービスの利用が増えていくと思うが、どのように考えているか。

さらにその先の就労についても増えていくと思うが、そちらにもついてもどう考え

ているかを聞きたい。

〈事務局〉

保育所等訪問支援事業は法定のサービス。似たような名称で保育所等巡回支援事業というものがある。

保育園からの申請により保育園を訪問し、保育園の支援を行う事業が保育所等巡回支援である。この事業は保育園の4割が利用している。

保育所等訪問支援は、保護者が受給者証を取得し、児童発達支援事業所の職員が保育園や学校等を訪問し、受給者証を取得した児童が保育園等での生活のしやすさのための支援を実施するもの。

保育所等訪問支援は、児童発達支援事業所を利用していた児童が継続して使うことが多い。また、幼稚園、保育園の併行通園が増えており、その場合に保育所等訪問支援を使って通うという使い方が増えている。

放課後等デイサービスの利用は、保育所等訪問支援の増加により増えることが考えられるが、保育所等訪問支援の延びを勘案している。

就労継続支援A型、就労継続支援B型、生活介護の計画を立てる際、特別支援学校の意向調査をしており、それを踏まえ計画を立てている。

〈福祉を考える会〉

利用者数の実績で、地域移行支援の実績として、自宅への移行者が14人いるとのことだが、自宅でどう過ごしているのか。ヘルパーを利用していると思っているが、親が面倒を見ていたら自立支援になっていないと思う。状況を教えてほしい。

〈事務局〉

自宅への移行だが、移行者数の多くは浜松学園の寮に入っていた子が自宅に戻ったという方も含まれている。あとはグループホームに入った方が多い。

〈福祉を考える会〉

資料を見て、施設から移行したと思った。浜松学園から自宅へ戻ったということは少し意味が違うと思う。今後は分けて出してほしい。出し方を考えていただけるとありがたい。

〈浜松手をつなぐ育成会〉

浜松学園は入所施設と訓練施設を併せ持っている。

入所施設から、または病院から地域へということをこれまで支援してきた。加えて、家族支援から地域へということも含まれるようになったため、これまでの固定的な概念だけではなく、理解していかなければならない。

(2) 福祉避難所について

事務局より資料に基づき説明

福祉避難所の指定及び開設マニュアルについて

福祉避難所とは…1次避難所での生活が困難な方のための2次的な避難所

大規模災害発生⇒家屋損壊等により自宅生活不可⇒指定避難所（1次避難所）
⇒福祉避難室（1次避難所内）⇒福祉避難室（1次避難所）内での生活が困難⇒
市が優先順位をつけて判断し福祉避難所へ

福祉避難所は、障がい福祉施設等であるため、施設が被災していないことが前提

○運営マニュアル改正点

福祉避難所の確保・運営のガイドライン（内閣府）、市町福祉避難所設置・運営マニュアル（静岡県）を参考に見直す。

〈ろうあ協会〉

福祉避難所について、理解していないところがあった。

大災害を経験したろう者に話を聞くと、避難所に行っても、手話のない世界に入らなければいけないということから不安を抱えたまま過ごすことになったということだった。ストレスがたまり精神的に不安定になるという話もあった。

福祉避難所にも手話があれば、聴覚障害者が安心でき、心の安定がはかれると思う。何か困った場合には、手話で説明してもらおうことですぐに行動もできる。

〈事務局〉

福祉避難所だけではなく、一般の避難所でも情報伝達や意思疎通がはかれることは大切なことであると認識している。聴覚だけではなく、視覚に障がいのある人たちにも配慮が必要であると思う。

災害時には、手話通訳者が被災することも想定されるため、どの程度確保できるかは具体的には示せないが、意思疎通の確保の部分は、マニュアルの見直しの中で検討したい。

〈ろうあ協会〉

以前、自治会などで手話勉強会を開いているというお話があった。今の経過はどうなっているか。初心者手話教室を北部1ヶ所で開催しているが、1ヶ所では足りないため、いろいろなところで開いてほしい。手話があるということで安心できるので広げてほしい。

〈事務局〉

手話サークル、自治会での普及活動については把握していない。

災害発生時には、自治体が手話通訳者派遣を考えなければいけない。

ろうあ協会として、自助や共助の取組みとして、手話教室を開くなど積極的に普及を行っていただけたらと思う。

〈ろうあ協会〉

手話通訳ではなく、手話のできる方を増やしてほしい。

〈事務局〉

平成28年度に手話言語の推進に関する条例が施行されている。条例の中で手話通訳への理解についても謳っているため、新しい取り組みをはじめている。

〈ろうあ協会〉

手話通訳ではなく、簡単なあいさつ等の手話ができる人を増やしてほしい。
手話があると心が安らぐことがあるため増やしてほしい。

〈事務局〉

手話通訳ではなく手話のできる人を増やすよう努める。

〈ろうあ協会〉

1つ提案。第1次避難所に避難した場合、聴覚に障がいがあることがわかるようなゼッケンのようなものがあるといいと思う。

〈事務局〉

参考にする。

〈明生会〉

障害特性などを具体的に考えると難しいと思う。
マニュアルの見直しを行うということだが、なぜ見直しをするのかということを整理したい。何か不都合なことや課題となることがあったのか。

〈事務局〉

現在のマニュアルは平成22年12月に作成したもので、東日本大震災前のもの。
具体的な受入れや受け入れるにあたっての支援者の役割等が書かれていなかったことから、国から示されたガイドラインを参考に市も見直そうということになった。

〈浜松手をつなぐ育成会〉

12月に改正というスケジュールになっているが、時間がないと思う。障害者団体の意見を活かすとすれば、丁寧な聞き取りを行ってほしい。

〈事務局〉

スケジュールは予定。当事者や事業所の意見を反映して作るものだと思っている。
マニュアル案ができたなら、御意見をうかがいたい。

〈浜松手をつなぐ育成会〉

改正案ができてから意見を伺ってもらえるということだが、どういう形で改正案を練られるのか。

〈事務局〉

改正案を作る行程は、災害発生時にできる「市健康福祉部福祉支援部」の構成である福祉総務課、高齢者福祉課、介護保険課、障害保健福祉課などの関係課の職員で国や県のガイドラインを参考に骨子を作る。それを基に事業所や当事者の意見をいただき作っていく。

〈福祉を考える会〉

福祉避難所の公表についてだが、福祉避難所が本来利用すべき方が利用できないことは問題である。しかし、利用すべき人に情報がいかないことも問題。当事者には公表すべきではないかと思う。

自宅で被災したあと、一度地域の避難所に行き、そこで判断されて福祉避難所へ行くとなっているが、判断する人はだれなのか。市の職員は来ることができるのか。避難所に行けない人もいる。福祉避難所がどこかもわからない、行けたとしても福祉避難所が開設してないということもある。先に情報がある方がいい。一旦一般の避難所に入るということは難しい。

先ほどのゼッケンの提案はとてもいいと思った。

訓練時に障害についての話が出ていない。訓練のときから想定があることを入れてほしい。

また、トイレの問題がある。避難所に行っても身体障害者が使えるトイレがなければ問題。そのため、福祉避難所は当事者に公表すべきだと思う。

〈事務局〉

当事者にも配慮できるマニュアルにしたい。

福祉避難所の公表に関しては、北海道の地震のときに、福祉避難所を公表したことが道民に伝わっていなかったということだった。災害発生前に公表しても混乱しないような仕組みについても含めて検討したい。

〈福祉を考える会〉

重度障害者にとってどのようなところが避難所となりえるかが大切。

熊本の震災のときに、熊本学園というところで車いす仲間を多く受け入れていたという実績がある。そういう事例を参考にして、避難所として機能するようにしてほしい。

〈事務局〉

他市のマニュアルを参考にして、いいところを盛り込んでいきたい。

〈視覚障害者福祉協会〉

自宅で過ごすことができれば自宅で過ごすことが原則とのこと。

視覚障害の場合は行動できないことがあるため、できるだけ自宅で過ごしたい。

自宅にいる場合の具体的な支援を聞きたい。

福祉避難所に避難せざるをえない場合、事前に避難所の状況を確認できるため、最初から公表していただきたい。

望むのは、福祉交流センター。福祉交流センターは、ボランティアセンターになると聞いているが、福祉交流センターであれば、平时に利用している人が多く、自分で動けるといふ人もいるため、そこを避難所として利用できたら動きやすい。

〈事務局〉

災害時の在宅支援については、福祉避難所の運営とは異なるため、今回回答できないが、危機管理課と調整していきたい。参考として、広島市の豪雨災害の際、在宅支援のため福祉専門要員のチーム DCAT の協力を得たと聞いている。

福祉避難所の公表について、障害の特性を踏まえ、事前の公表が有効的だということだが、その意見を含めて検討していきたい。

〈浜松手をつなぐ育成会〉

災害時には、停電により連絡がつかないため、事前に情報を得る等、自分で自分を守るという意識が必要。

実例として、真備町のハザードマップによると、堤防が決壊したら浸水するということが書かれていたが、それを知っている人が少なかったということがあった。自分がどうしたらよいかということを考える意識を持たなければならない。

福祉避難所を必要な人たちが利用できないということも、一人ひとりの意識により変えることができる。意識を広めていこうということは大切。

今懸念していることは、これまで育成会では「ここに住んでいる」ことを地域の民生委員に伝えるということを広めてきた。東日本大震災以降、要支援者名簿を行政から民生委員に渡すシステムが整備された。これにより、育成会と地域の民生委員とのつながりがなくなった。地域に住んでいる人たちがどう手を差し伸べるかという常日頃のコミュニケーションのネットワーク薄れているということが大きな問題だと思う。

ガイドラインを考えるとときにそういうことも考えながら話してほしい。

〈明生会〉

イメージ図では防災対策には使えないと思う。

平時はこれでいいと思うが、パニックの状況でどういう行動をとるかという自助が大きくなると思う。

精神障害でいうと、家族や本人がどういう行動をとるかが大切。共助、公助はその次になる。地域の方々をどういうふうに取り込むのかがいいかを考える必要がある。そう考えると、イメージ図は、パニック時の人間の行動に反しているのではないかと思う。

福祉避難所は、公表しなければ論理的におかしいと思う。課題があることはわかるため、課題の内容を情報として提供することが大切ではないか。

〈事務局〉

イメージ図については、昨年度の障がい者計画策定時に障がいのある方は避難することが難しいという意見をいただき、地域や公共で包み込むという意味でイメージした図。今の意見を参考にし、表記について検討したい。

福祉避難所の公表については、多くの方々から事前の公表が有効的だという意見があった。公表することで必要な人が利用できなくならないような検討をしていきたい。

〈浜松手をつなぐ育成会〉

他人事ではなく、真剣に考えないといけない。福祉避難所の機能は、困っている人たちに手を差し伸べられる場所であるという意識をもってガイドラインを作してほしい。

(3) その他

〈視覚障害者福祉協会〉

8月10日付けの静岡新聞に「くるる」の廃止の記事があった。「くるる」の廃止により福祉交流センターに停まるバスがなくなる。廃止の代替案として、「路線バスを利用してもらえば」ということが書かれていたが、路線バスが利用できない者が「くるる」を利用してきた。福祉交流センターの前までくれば、自分で動ける方もいる。

毎年遠鉄バスとの話し合いが行われているが、路線バスの停留所を福祉交流センター前に作ってもらえないか。弱者に対して配慮してほしい。

〈事務局〉

「くるる」の廃止について、代替案について話している。内容を確認して交通弱者の対応について、意見を伝えていきたい。

〈福祉を考える会〉

第4期障がい福祉実施計画の地域移行の人数について、細かい内容をあげていかなないと、達成できているかどうかの判断はできない。親が心配していることは家族からの自立であるため、どうしたら地域移行ができるかというところが見えた方がいい。また、家族からの自立の実績が明確に見えた方がいい。

もう1つ、市の橋渡し役になりえる基幹相談支援センターの方に、この会議に出てほしいと思っている。

〈浜松手をつなぐ育成会〉

基幹相談支援センターの出席については、育成会からもお願いしている。基幹相談支援センターの方には、当事者との情報を共有してほしいとお話している。

〈事務局〉

基幹相談支援センターの方には、基本は参画してもらいたい。ただ、当事者以外の方には話せない内容のときは遠慮いただくということになっている。

以上で当事者部会を終了する。